

令和2年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託仕様書

1 目的・背景

新型コロナウイルスは、人から人へうつることから、感染経路の類型を明確にすることにより、類型に応じた「うつらない」「うつさない」ための対策を講ずることができると考えられる。そこで、本県では新型コロナウイルス感染症にかかる3つの対処方針の一つに「感染経路の類型を明確化し、類型に応じた明確な注意をする」ことを掲げ、感染経路の調査と推定に力を注いできた。

今後、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていく中では、県民に、一般的な注意ではなく、類型ごとに個別具体の注意を発することで、「うつらない」「うつさない」ための行動を促していく必要がある。

そのために、専門家の知見を活用して、感染経路の更に詳細な分析を進め、感染拡大防止のために類型ごとの効果的な注意事項を検討し、県民に対し、効果的に発信を行うことで、感染拡大防止につながる自発的な行動変容を促す。

2 業務概要

(1) 名称

令和2年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 新型コロナウイルス感染経路分析事業

感染経路の詳細分析・類型化及び注意事項の提案

① 県が有している分析データ等の整理等

- ・県が行った調査や分析結果等を今後の分析により活用できるよう、そのための整理等について支援すること。

(感染者情報（紙媒体）を、分析に活用できる形式（Excel形式を想定）として整理、県が作成している感染状況のデータベース（Excel形式）等の改良支援等を想定)

■県が有しているデータ（県内すべての感染者）

【保健所の疫学調査等】

- ・別紙1「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査にかかる調査票」及び別紙2「新型コロナウイルス感染症 発生届」に記載の情報

【県の分析結果、データ等】

(1) 感染者にかかる以下の情報をデータベース化したもの (Excel 形式)

- ・ 氏名、性別、年齢、居住市町村、職業、勤務先の所在市町村
- ・ 同居家族の人数
- ・ 発症日、検体採取日、陽性判明日、入退院日、入院先医療機関等
- ・ 主に発症2週間前から入院までの行動歴のうち、感染の原因と推定される行動等
- ・ 感染経路の類型
- ・ 家庭内感染の状況 (世帯別に家庭内感染の有無等を記載)

(2) 推定感染経路の類型及び類型毎の注意喚起 (奈良県ホームページに掲載)

[県HP : 県民情報→緊急情報ページ→奈良県対処方針と9月補正予算案 (令和2年9月1日) →資料全文 (pdf) (p7~p19)]

② 感染経路の詳細分析・類型化

- ・ 専門家 (県が指定する専門家。以下同じ。) からの意見聴取の内容を踏まえ、県がこれまで行った分析に対して、分析の視点・手法の見直し、感染経路類型化の視点の見直し、他に分析すべき事項の検討等を必要に応じて行い、外部専門家の知見を盛り込んで分析を深化すること。
- ・ 必要に応じて、県内の事例だけではなく、全国的事例 (クラスター等の特徴的な事例を含む) について、その分析と対策の情報を集積すること。
- ・ 上記の分析や情報収集を踏まえ、必要に応じて県作成の感染経路類型を見直し、「1 目的・背景」に記載の趣旨に合致するように、県民等に対し、個別具体的な注意を発することができる類型を提案すること。

③ 注意事項の提案

- ・ ②の詳細分析、類型化に基づき、類型ごとに注意事項 (県民が効果的に「うつらない」「うつさない」行動をとるために、県が発すべき注意事項) を、提案すること。(採用する注意事項は、その有効性等について県が専門家から意見を聴取し、その意見を踏まえ県が決定する。)
- ・ 提案する注意事項については、奈良県内の事例だけでなく、②で実施する全国事例の分析結果も踏まえて検討すること。
- ・ 専門家からの意見を踏まえて、県が受託者から提案された注意事項の修正や追加提案等を求めたときは、これに応じること。

④ その他の調査分析等の実施

- ・ その他、県が必要と認めた調査分析等を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止県民啓発事業

注意事項の発信

- ・ 「(1) 新型コロナウイルス感染経路分析事業」において決定した類型ごとの注意

事項を、専門家の意見を参考にし、県民等の自発的な行動変容につながるよう、発信の手段（注意事例をまとめた小冊子、啓発ポスター等）やデザイン・メッセージの表現等を工夫し、効果的に広く発信すること。

- ・発信の手段については、紙媒体に加えて、SNSやホームページ等多様な手段を用いて県民に対し広く発信すること。なお、紙媒体による発信は以下のとおり想定しているが、具体的な規格、部数、配布先については専門家からの意見を参考に、県と受託者で協議のうえ決定する。

[発信手段（想定）]

- ・小冊子 5,000部(A4、カラー両面、10ページ程の冊子)
- ・ポスター 500部(A2、カラー)

[配布先（想定）]

- ・公共施設 20カ所（小冊子：1,000部、ポスター：100部）
- ・市町村 39カ所（小冊子：2,000部、ポスター：200部）
- ・駅、大型商業施設等 35カ所
（小冊子：2,000部、ポスター：200部）
- ・成果物の印刷、配布、その他発信に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

(3) 外部専門家との連携

- ・本件業務の実施に当たっては、県が指名する専門家の意見を踏まえて進めること。専門家は、医学、行動科学などの分野から合計5名程度を予定している。
- ・専門家の意見聴取の回数や方法については、受託者と調整する予定であるが、会議形式としておおむね5回程度の開催を予定している。
- ・会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- ・専門家からの意見聴取に要する費用（謝金・旅費等）は委託料に含むものとする。

(4) 留意事項

本業務においては、感染経路の詳細分析及び類型化の成果に基づき注意喚起の発信等の啓発業務を行うため、詳細分析等業務の成果が本業務を遂行するうえでの根幹となる。よって、分析等業務において十分な成果を納められるよう、人材等を十分確保し、業務を遂行すること。

4 成果物の提出

受託者は次に示す成果物を作成し、県の下承を得た上で県に提出すること。なお、県の要請に応じて、会議等で使用する資料について随時提示すること。

(1) 新型コロナウイルス感染経路分析事業

- ア 報告書「県内感染経路に関する分析」（紙媒体8部及び電子媒体一式）
- イ 報告書「県内感染経路の類型化及び注意事例」（紙媒体8部及び電子媒体一式）

納入場所

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班

〒630-8501 奈良市登大路町30（県庁主棟3階 地域医療連携課内）

（2）新型コロナウイルス感染拡大防止県民啓発事業

ア 啓発に必要な冊子等

- ・提案内容に応じ、県と相談の上、部数及び配布先を決定
- ・電子媒体（エクセル、ワード及びPDF等）一式を提出

イ 事業実施実績報告書（紙媒体2部）

納入場所

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班

〒630-8501 奈良市登大路町30（県庁主棟3階 地域医療連携課内）

ただし、アについては、県内で別途指示する場所を納入場所とする場合がある。

5 業務の概ねのスケジュール

11月～12月頃	感染経路の詳細分析、類型の検討・決定 注意事項の内容について検討・決定
1月頃	注意事項の発信手法について検討・決定
2月頃	注意事項の発信

6 業務処理の注意事項

実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に
行い、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表
（組織図等）を作成し契約後1週間以内に提出すること。

8 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を1名選任すること。交替する場
合にはあらかじめ県と協議すること。

9 定例会議への出席

- （1） 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、
県が開催するWEBでの定例会議には、必ず出席すること。

- (2) 定例会議は、数回程度県が招集する。
- (3) 統括責任者は、定例会議に必ず出席すること。
- (4) 定例会議を開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- (5) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応しなければならない。

1 0 業務上知り得た情報の秘密保持

- (1) 本件受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は本件業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。
- (2) 業務完了後、可及的速やかに感染者等の個人情報（紙、電子データのすべて）を破壊又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。（任意様式）
- (3) 本業務を受注しようとする者は、別記1の「個人情報取扱特記事項」を理解した上で受注すること。

1 1 留意事項

- (1) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (2) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (4) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の了解を得なければならない。
- (5) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (7) 別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (8) (1)～(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、

必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。

3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し（上記 2 に掲げる場合を除く。）、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

(別記2)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。